宮 労雇 均発 0 5 1 1 第 2 号 令 和 2 年 5 月 1 1 日

関係各位

宮城労働局雇用環境・均等室長



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう告示※1されたことにより、男女雇用機会均等法第13条1項に基づく母性健康管理措置※2に新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定され、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間、適用されます。

つきましては、関係資料をお送りしますので、改正内容の周知について御協力くださいま すようよろしくお願いいたします。

- ※1 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第201号)
- ※2 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ること ができるようにするために事業主が講ずべき措置

(問い合わせ先) 宮城労働局雇用環境・均等室 指導係 松尾(まつお) Tm. 0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 4 4